

陳 情 書 等

件 名

指定管理者による不適切発言に関する調査と対応の
お願い

令和8年1月29日

宇治市議会議長 様

前田 清宣

【陳 情 書】

指定管理者による不適切発言に関する調査と対応のお願い

拝啓 市議会の皆様におかれましては、市民の声を代弁し、日々ご尽力いただいておりますことに深く敬意を表します。

このたび、宇治市が指定管理者として委託している宇治市シルバー人材センターにおいて、情報公開請求に訪れた市民に対し、同センターの事務局長（専務理事）から以下のような発言がありました。

「法的措置を検討している。突然家に訴状が届くかもしれないので伝えておく」

このような発言は、市民の知る権利を萎縮させるものであり、極めて不適切です。指定管理者制度の信頼性にも関わる重大な問題と考えます。

つきましては、以下の点について、市議会としての調査および必要な対応をお願い申し上げます。

- ・ 本件に関する事実確認と議会としての見解
- ・ 指定管理者制度における市民対応の在り方の検証

市民の声が適切に届く市政の実現に向けて、何卒ご尽力賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

添付：事実経過報告書

添付

事実経過報告書

1. 発生日時 令和8年（2026年）1月26日 午前9時頃
2. 場所 宇治市シルバー人材センター 事務局窓口
3. 対応者 濱岡事務局長（専務理事）

4. 事実経過の詳細

私は上記日時に、指定管理者である宇治市シルバー人材センターに対し、公文書公開請求の手続きを行うために訪問した。窓口にて手続きを進めようとした際、濱岡事務局長が対応に現れ、以下のような発言があった。

発言内容

「法的措置を検討している。突然家に訴状が届くかもしれないので伝えておく」

態様

強い口調であり、周囲の職員にも聞こえるような威圧的な態度であった。

5. 当方の見解

当方は、宇治市情報公開条例および指定管理業務の定めに則り、正当な権利として公開請求を行おうとしたに過ぎない。これに対し、組織の責任者である濱岡氏が、具体的な法的根拠を一切示すことなく「法的措置」や「訴状」という言葉を用いて市民を牽制したことは、明らかに不当な威圧行為である。

このような言動は、情報公開制度の趣旨を根底から覆すものであり、市民の知る権利を暴力的に阻害するものである。また、指定管理者の責任者としての適格性を著しく欠くと言わざるを得ない。

令和8年1月26日

前田 清宣